

綾瀬市商工団体事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱に規定する補助金は、市内商工業の振興育成を図り、地域の魅力向上及び経済の活性化を目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する市内商工団体をいう。

- (1) 商工会法（昭和35年法律第89号）に定められた商工会
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定められた中小企業等協同組合
- (3) 中小企業者が地域的に組織した別表1に定める商店街団体
- (4) 商工業の振興を目的に組織された団体で、その構成員数が4以上のもの

(補助対象等)

第3条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）及びこれに対する補助金額又は補助率は別表2に規定し、予算の範囲内で定めるものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則との関係)

第4条 補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業計画書)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、あらかじめ当該事業年度の市予算編成前の市長が定める期日までに関係書類を添えて補助事業計画書（第1号様式）を市長に提出し、その事前承認を得なければならない。ただし、市長が認めるものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、前項の規定による事前承認を得なければ、当該年度において補助金の交付申請をすることができない。

(事前審査)

第6条 市長は、前条の規定による補助事業計画書の提出があったときは、補助事業

等の目的及び内容を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、当該補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後に補助事業事前承認書（第2号様式）により、通知するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 規則第5条の規定による補助金の交付決定通知は、商工団体事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

（計画変更等の承認）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく事業計画変更等申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第6条の規定により事前承認された補助事業のうち、市長が認めるものについては、この限りでない。

(1) 補助金等の充当予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業等の計画変更、中止若しくは廃止をしようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完成する見込みのないときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置方法を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（届出事項）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所（所在地）又は氏名（名称）を変更したとき。

(2) 天災、その他不可抗力のため補助事業に損害を受けたとき。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該事業の完了後30日以内又は当該事業年度終了後の5月20日までに、規則第12条に定める補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市商工振興事業等補助金交付要綱別表1の項第5号に規定する商業販売促進事業に係る事業計画書の提出日については、平成13年度分の補助金に限り、平成13年6月29日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市商工振興事業等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助事業計画書が提出された事業から適用し、同日前に補助事業計画書が提出された事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に補助事業計画書が提出された事業から適用し、同日前に補助事業計画書が提出された事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の綾瀬市商工団体事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第 7 条の規定により交付決定する商店街街路灯維持管理事業から適用し、同日前に交付決定した商店街街路灯維持管理事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の綾瀬市商工団体事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第 7 条の規定により交付決定する商店街街路灯等維持管理事業から適用し、同日前に交付決定した商店街街路灯維持管理事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 1 1 月 1 日から施行し、改正後の綾瀬市商工団体事業補助金交付要綱の規定は、平成 2 6 年 8 月 1 3 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 2 月 2 2 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 3 月 2 7 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

綾北商店会
バザール商店会
大上商店会
中村商店会
小園バザール商店会

別表第 2 (第 3 条関係)

事業名	対象事業	補助金の額又は補助率
1 商業振興対策助成事業	中小商業の振興を図るための次に掲げる事業の経費の補助	
	<p>(1) 商店街共同施設設置事業 商店街団体が行う次に掲げる共同施設の設置、改築及び撤去に要する総工費に対する補助</p> <p>ア 商店街コミュニティセンター イ 街路灯 ウ アークード エ アーチ オ 駐車場施設 カ カラー舗装 キ 広報関連施設 ク 防犯カメラ ケ その他市長が必要と認めた施設</p>	補助対象事業に要する経費の 1 / 2 以内 限度額 5 0 0 万円
	<p>(2) 商店街街路灯等維持管理事業 商店街団体が設置し維持管理を自ら行っている街路灯等に対し次に掲げる費用に対する補助</p> <p>ア 街路灯電気料 イ 街路灯塗装費用 ウ 街路灯維持管理費用 エ 防犯カメラ電気料 オ その他市長が必要と認めたもの</p>	補助対象事業に要する経費の 2 / 3 以内 ウ 街路灯維持管理費用は、1 基あたり年額 1 , 0 0 0 円とし、契約基数を掛けた金額とする。

<p>(3) 商店街再開発推進事業 商店街再開発推進団体が行う商店街再開発のための調査、計画策定に対する補助</p>	<p>補助対象事業に要する経費の1/10以内 限度額100万円</p>
<p>(4) 商店街団体組織強化等研究対策事業 商店街団体組織の充実強化、施設環境の整備、消費者対策などに資するため商店街団体が行う次に掲げる事業に対する補助 ア 商店街整備に関する調査、研究 イ 商店街団体組織の強化拡充に関する調査、研究 ウ 消費者対策に関する事項 エ その他市長が必要と認めた事項</p>	<p>補助対象事業に要する経費の1/2以内 限度額10万円</p>
<p>(5) 商業販売促進事業 販売促進等のために商店街団体及び協同組合が行う事業に対する補助</p>	<p>補助対象事業に要する経費の3/10以内 1事業限度額 商店街団体20万円 協同組合30万円</p>
<p>(6) 地域産品普及啓発事業 地域産品を取り扱う団体が行う地域産品の普及啓発、販売促進事業に対する補助</p>	<p>補助対象事業に要する経費の1/2以内 限度額200万円</p>
<p>(7) ポイントカード等導入事業 商店街団体等が参画し、実施するポイントカード等導入事業に対する補助</p>	<p>補助対象事業に要する経費の3/10以内 限度額1,000万円</p>
<p>(8) 商店会連合会事業 商店会連合会が行う商店街組織の充実強化を図るために行う次に掲げる事業に対する補助 ア 調査研究事業 イ 販売促進事業 ウ その他市長が必要と認めたもの</p>	<p>補助対象事業に要する経費に対し限度額200万円</p>

2 工業振興対策助成事業	工業振興を図るための次に掲げる事業の経費の補助	
	(1) 中小企業高度化調査研究事業 設備近代化、環境保全、公害防止等を図る目的で、工場集団化及び事業共同化の実施に向けた調査研究事業に対する補助	補助対象事業に要する経費の1/2以内 限度額40万円
	(2) 中小企業高度化資金利子補給事業 神奈川県の中企業高度化資金を活用して実施する事業に対する利子補給	神奈川県からの融資資金の中企業高度化資金の約定利子のうち1%以内を5年間利子補給
	(3) 工業団体共同施設設置事業 工業団地協同組合及び任意の工業団体が共同で利用する次に掲げる施設の設置又は改築に要する総工費に対する補助 ア 事務所、集会所、倉庫及びトイレ等の建物及び付属設備（消耗品は除く） イ 省資源、省エネルギー及び公害防止に必要な設備 ウ 安全確保及び災害防止に必要な設備 エ 新製品、技術開発に必要な設備 オ その他市長が必要と認めた施設	補助対象事業に要する経費の3/10以内 限度額500万円
3 商工会助成事業	商工業の振興育成を図るための次に掲げる事業の経費の補助	
	(1) 綾瀬市商工会が行う経営改善普及事業	補助対象事業に要する経費の1/4以内 (算定基準については別に定める)
	(2) 綾瀬市商工会が行う商工業推進事業 次に掲げる事業に対する補助 ア 総合振興事業 イ 商業振興事業 ウ 工業振興事業 エ 青年部対策事業	補助対象事業に要する経費の1/2以内 アからオまで及びキの事業については、総額で限度額500万円

<p> 才 女性部対策事業 カ 臨時的商業活性化事業 キ その他市長が必要と認めた事業 </p>	<p> カの事業については、限度額600万円 </p>
<p> (3) 施設整備事業 綾瀬市商工会が行う次に掲げる施設の設置 又は改築に要する総工費に対する補助 ア 商工会館等の建物及び付属施設 イ その他市長が必要と認めた施設 </p>	<p> 補助対象事業に要する経費の3/10以内 </p>

第1号様式（第5条関係）

補助事業計画書

年 月 日

綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名

年度において次の事業を行いたいので、綾瀬市商工団体事業補助金交付要綱第5条の規定により補助事業計画書を提出いたします。

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的及び内容
- 3 補助金算出額
- 4 事業費の財源内訳
- 5 添付書類
 - (1) 収支予算書（案）
 - (2) 事業計画書（案）
 - (3) その他

第2号様式（第6条関係）

補助事業事前承認書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで提出のあった補助事業計画書については、綾瀬市商工団体
事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり事前承認したので通知します。

- 1 補助事業の名称

- 2 事業計画内容

第3号様式（第7条関係）

商工団体事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった 年度商工団体事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 補助事業の名称

2 補助金交付決定額

円

3 補助条件

綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市商工団体事業補助金交付要綱の遵守

第4号様式(第8条関係)

事業計画変更等申請書

年 月 日

綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名

次のとおり事業計画を変更したいので、綾瀬市商工団体事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

1 補助事業の名称		
2 変更内容	(変更前)	(変更後)
3 変更理由		
4 変更予定年月日	年 月 日	
5 添付書類		